

Ⅰ 令和7年度就学援助制度の実施について																																					
1. 就学援助制度の周知方法																																					
(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるもの全てに○)												(3) 就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 (あてはまるもの1つに○)						(5) 就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)								(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)											
ア. 教育委員会のウェブサイトや広報誌等に制度を掲載 イ. 自治体の広報誌等に制度を記載 ウ. 就学援助制度の周知方法を記載 エ. 就学援助制度の周知方法を記載 オ. 学校の入学説明会や就学援助制度の周知方法を配布 カ. 入学時や就学援助制度の周知方法を配布 キ. 毎年度の進級時や就学援助制度の周知方法を配布 ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布 ケ. 教育委員会から児童生徒へ家庭内を送付 コ. その他												(2) (1) のコの内容						(4) (3) のオの内容・補足事項						(6) (5) のクの内容								(8) (7) のカの内容					
59	59	35	21	16	16	39	23	42	1	7	12	12	1	8	46	0	4	4	41	7	12	0	0	0	0	4	4	35	0	11	24	0	6	6			
福島県	福島市	○	○		○	○		○							○				○									○		○	○						
福島県	会津若松市	○	○		○	○	○	○							○						○							○			○						
福島県	郡山市	○	○	○		○	○								○						○							○									
福島県	いわき市	○	○		○	○		○							○				○											○	○						
福島県	白河市	○	○	○		○	○	○							○				○													○	申請希望の有無を、卒業年度を除く小中学校全ての児童生徒の保護者に確認している。				
福島県	須賀川市	○	○	○		○	○	○							○				○									○		○	○						
福島県	唐古方市	○	○				○	○							○				○									○			○						
福島県	相馬市				○	○		○							○				○									○									
福島県	二本松市	○			○	○		○							○				○					○	新入学児童生徒学用品費の入学前支給のみ申請書を教育委員会へ直接提出	○		○									
福島県	田村市	○		○		○		○							○				○									○									
福島県	南相馬市	○	○			○	○	○			○	市で作成している子育て世帯向けのパンフレット等に案内を掲載している。			○				○											○	○						
福島県	伊達市	○	○		○	○	○	○							○				○												○						
福島県	本宮市	○			○	○	○	○							○						○										○						

Ⅰ 令和7年度就学援助制度の実施について																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
1. 就学援助制度の周知方法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
都道府県	市区町村名	(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるもの全てに○)												(3) 就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 (あてはまるもの1つに○)						(5) 就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)								(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)						(8) (7) のカの内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		ア. 教育委員会のウェブサイトにて制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の冊子に制度を記載又は就学案内の冊子とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒へ家庭内を送付	コ. その他	(2) (1) のコの内容											(4) (3) のオの内容・補足事項								(6) (5) のクの内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
59	59	35	21	16	16	39	23	42	1	7	12	12											1	8	46	0	4	4								41	7	12	0	0	0	0	4	4								35	0	11	24	0	6	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
福島県	桑折町	○		○				○	○		○	学校に制度の周知を行い、教諭や学校事務から、該当しそうな世帯への声かけを行う。													○						○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													

Ⅰ 令和7年度就学援助制度の実施について																																								
1. 就学援助制度の周知方法																																								
		(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるもの全てに○)										(3) 就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 (あてはまるもの1つに○)					(5) 就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)								(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)															
		ア、教育委員会のウェブサイトや広報誌等に制度掲載	イ、自治体の広報誌等に制度掲載	ウ、就学案内の冊子に制度掲載又は就学案内の冊子とともに配布	エ、就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ、学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ、入学時に就学援助制度の書類を配布	キ、毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク、民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ、教育委員会から児童生徒へ家庭内を送付	コ、その他	(2) (1) のコの内容					(4) (3) のオの内容・補足事項								(6) (5) のクの内容						(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)						(8) (7) のカの内容			
59	59	35	21	16	16	39	23	42	1	7	12	12	1	8	46	0	4	4	41	7	12	0	0	0	0	4	4	35	0	11	24	0	6	6						
福島県	唐土町	○			○										○				○									○												
福島県	会津坂下町	○		○		○		○			○	小学校入学前に幼稚園を通じて就学援助制度の書類を配布する。			○				○									○												
福島県	湯川村		○			○		○							○				○											○										
福島県	柳津町	○								○					○				○									○			○									
福島県	三島町			○	○	○								○					○											○										
福島県	金山町	○													○						○							○												
福島県	昭和村		○	○		○	○	○						○							○							○												
福島県	会津美里町	○			○			○							○					○											○									
福島県	西郷村	○		○		○	○		○						○					○											○									
福島県	泉崎村					○		○							○						○							○												
福島県	中島村		○	○		○	○	○							○					○										○										
福島県	矢吹町			○		○	○	○							○					○								○			○									
福島県	檀倉町	○	○			○					○	家庭環境に変化のあった家庭に対して学校をとおして随時制度を案内している。			○				○									○												

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び要保護）																																									
		令和7年7月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																									
		＜小学校＞（1）実施・検討状況について		＜小学校＞（2）（1）の力の内容	＜小学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期 （複数回支給している場合は最初の時期）								＜小学校＞（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の子に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）								＜小学校＞（6）（5）のこの内容	＜小学校＞（7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（8）（1）でウと回答した場合の理由 （あてはまるもの全てに○）			＜小学校＞（9）（8）の工及びオの内容													
					ア、入学前支給を行っている	イ、入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ、入学前支給を行っており、現在検討していない	エ、そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ、そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ、その他	ア、令和6年度（令和7年度新入学学分）以前	イ、令和7年度（令和8年度新入学学分）	ウ、令和8年度（令和9年度新入学学分）以降	エ、未定	ア、8月以前	イ、9月	ウ、10月	エ、11月	オ、12月	カ、1月	キ、2月	ク、3月	ケ、4月初旬（入学式前）	ア、教育委員会のウェブサイト掲載			イ、自治体の広報誌等に案内掲載	ウ、就学案内の通類に記載又は就学案内の通類とともに配布	エ、就学時健康診断の際に案内を配布		オ、学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ、市内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ、市内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク、民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ、小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ、その他	ア、予算の確保が困難だから	イ、規則改正など内部手続に時間がかかるから	ウ、認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など事務業務量が増加するから	エ、（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ、その他		
		59	59	40	3	10	2	3	1	1	40	0	0	3	0	0	0	0	1	4	11	22	2	15	10	13	12	22	13	3	0	4	6	6	0	0	2	6	1	3	4		
福島県	矢祭町			○																															○	○							
福島県	塙町		○									○																															
福島県	鮫川村	○							○									○							○																		
福島県	石川町	○							○											○					○	○	○		○														
福島県	玉川村			○																																	○	支給後に入学校の変更や、村外への転出があった際に援助費の回収が困難であるため。					
福島県	平田村	○							○										○		○							○															
福島県	浅川町	○							○																○																		
福島県	古殿町			○																																	○						
福島県	三春町	○							○										○											○													
福島県	小野町	○							○									○		○						○																	
福島県	広野町	○							○					○																○	住基及び避難者情報に基づき、対象学齢児がいる世帯すべてに対し周知。												
福島県	楢葉町		○									○																															
福島県	富岡町			○																																		○					

都道府県	市区町村名																																		
<中学校>（１） 実施・検討状況について								<中学校>（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）								<中学校>（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるものを全てに○）															
ア、入学前支給を行っている	イ、入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ、入学前支給を行わず、現在検討もしていない	エ、そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ、そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ、その他	<中学校>（２）（１）の力の内容						ア、令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ、令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ、令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ、未定	ア、８月以前	イ、９月	ウ、１０月	エ、１１月	オ、１２月	カ、１月	キ、２月	ク、３月	ケ、４月初旬（入学式前）	ア、予算の確保が困難だから	イ、規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ、認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ、（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ、その他	<中学校>（６）（５）の工及びオの内容					
59	59	40	3	10	2	3	1	1						40	0	0	3	0	0	0	0	1	4	12	21	2	0	2	6	1	3	4			
福島県	福島市	○												○											○										
福島県	会津若松市	○												○											○										
福島県	郡山市	○												○											○										
福島県	いわき市	○												○											○										
福島県	白河市	○												○											○										
福島県	須賀川市	○												○											○										
福島県	喜多方市	○												○											○										
福島県	相馬市	○												○											○										
福島県	二本松市	○												○											○										
福島県	田村市	○												○											○										
福島県	南相馬市	○												○											○										
福島県	伊達市	○												○											○										
福島県	本宮市	○												○											○										

都道府県	市区町村名																																
<中学校>（１） 実施・検討状況について								<中学校>（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期					<中学校>（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										<中学校>（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるものを全てに○）										
ア、入学前支給を行っている	イ、入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ、入学前支給を行わず、現在検討していない	エ、そもそも新入生やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ、そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ、その他	<中学校>（２）（１）の力の内容						ア、令和6年度（令和7年度新入学分）以前	イ、令和7年度（令和8年度新入学分）	ウ、令和8年度（令和9年度新入学分）以降	エ、未定	ア、8月以前	イ、9月	ウ、10月	エ、11月	オ、12月	カ、1月	キ、2月	ク、3月	ケ、4月初旬（入学式前）	ア、予算の確保が困難だから	イ、規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ、認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が增加するから	エ、（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ、その他	<中学校>（６）（５）の工及びオの内容			
59	59	40	3	10	2	3	1	1						40	0	0	3	0	0	0	0	1	4	12	21	2	0	2	6	1	3	4	
福島県	桑折町	○										○											○										
福島県	国見町	○										○											○										
福島県	川俣町			○																						○	○						
福島県	大玉村	○										○									○												
福島県	相模原市		○											○																			
福島県	天栄村	○										○												○									
福島県	下郷町			○																								○	小・中学校に入学する児童生徒の保護者に対し入学祝い金の支給を行っているほか、学校給食費の全額補助など町独自の補助制度が充実しているため、また入学前支給後に転居などがあった場合、一重支給や支給漏れの恐れがあるため				
福島県	楢枝町					○																											
福島県	只見町	○										○											○										
福島県	南会津町	○										○											○										
福島県	北塩原村	○										○											○										
福島県	西会津町	○										○											○										
福島県	磐梯町	○										○												○									

都道府県	市区町村名																																
<中学校>（１） 実施・検討状況について								<中学校>（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										<中学校>（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるものを全てに○）											
ア、入学前支給を行っている	イ、入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ、入学前支給を行っており、現在検討していない	エ、そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ、そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ、その他	<中学校>（２）（１）の力の内容						ア、令和6年度（令和7年度新入学分）以前	イ、令和7年度（令和8年度新入学分）	ウ、令和8年度（令和9年度新入学分）以降	エ、未定	ア、8月以前	イ、9月	ウ、10月	エ、11月	オ、12月	カ、1月	キ、2月	ク、3月	ケ、4月初旬（入学式前）	ア、予算の確保が困難だから	イ、規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ、認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ、（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ、その他	<中学校>（６）（５）の工及びオの内容			
59	59	40	3	10	2	3	1	1						40	0	0	3	0	0	0	0	1	4	12	21	2	0	2	6	1	3	4	
福島県	楳田町	○												○																			
福島県	会津坂下町	○												○											○								
福島県	湯川村	○												○											○								
福島県	柳津町			○																											○	現在少子化により児童生徒数も少なく、就学援助費に該当する方が毎年いない状況である。需要がないため検討の必要性がない。	
福島県	三島町					○																											
福島県	金山町					○																											
福島県	昭和村	○												○											○								
福島県	会津美里町	○												○											○								
福島県	西郷村	○												○													○						
福島県	泉崎村			○																											○	一学期分支給の際にまとめて支給しているため	
福島県	中島村	○												○											○								
福島県	矢吹町	○												○											○								
福島県	檀倉町	○												○											○								

都道府県	市区町村名																																		
<中学校>（１） 実施・検討状況について								<中学校>（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）								<中学校>（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるものを全てに○）				<中学校>（６）（５）の工及びオの内容											
ア、入学前支給を行っている	イ、入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ、入学前支給を行わず、現在検討していない	エ、そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ、そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ、その他	ア、令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ、令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ、令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ、未定	ア、８月以前	イ、９月	ウ、１０月	エ、１１月	オ、１２月	カ、１月	キ、２月	ク、３月	ケ、４月初旬（入学式前）	ア、予算の確保が困難だから	イ、規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ、認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ、（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ、その他												
59	59	40	3	10	2	3	1	1						40	0	0	3	0	0	0	0	1	4	12	21	2	0	2	6	1	3	4			
福島県	矢祭町			○																				○	○										
福島県	堤町		○																																
福島県	鮫川村	○						○												○															
福島県	石川町	○						○												○															
福島県	玉川村			○																												○	支給後に入学校の変更や、村外への転出があった際に援助費の回収が困難であるため。		
福島県	平田村	○						○												○															
福島県	浅川町	○						○												○															
福島県	古殿町			○																					○										
福島県	三春町	○						○												○															
福島県	小野町	○						○												○															
福島県	広野町	○						○												○															
福島県	楢葉町		○																																
福島県	富岡町			○																					○										

[illegible]

3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							4. 就学援助率					
(1) 令和7年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																							(2) (1)で ソ、タ又は ナに○をし た場合、生 活保護基準 額に掛ける 係数(倍 率)	(3) (1)でツ に○をし た場合、市区 町村民税課 税最低限度 額に掛ける 係数(倍 率)				
ア、生活保 護法に基づ く保護の停 止または廃 止																							係数(倍 率)	係数(倍 率)	(4) (1) でトと回答した場合、その他の基準の内容		(5) 補足事項	令和6年度
イ、市区 町村民税 の非課税																												
ウ、市区 町村民税 の減免																												
エ、国民 年金保険 料の免除																												
オ、国民 健康保険 料の保険 料の減免 または徴 収の猶予																												
カ、児童 扶養手当 の支給																												
キ、保護 者の職業 安定基金 給付受給 者																												
ク、PTA 会費、学 校納付金 の減免が 行われて いる者																												
ケ、個人 の事業税 の減免																												
コ、固定 資産税の 減免																												
サ、学校 納付金の 滞り状態 の多い者、 暴行、暴 言等が激 しい者、 被服等 が破損し た者、食 料、被服 等が必要な 者または 学習用品 等に不備 がある者 等																												
シ、経済 的理由に よる欠 席日数 が多い者																												
ス、保護 者の職業 が不安定 で、生活 状況が悪 化する者																												
セ、生活 保護基準 額に よる賃 付け																												
ソ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(生 活保護の 基準額を 参照して 算出する もの) (例：生 活保護の 1.3倍、 1.5倍 等) (係 数(倍 率)を (4)に 記入し てくだ さい。)																												
タ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(生 活保護の 基準額を 参照して 算出する もの) (例：生 活保護の 1.3倍の 額(394 万円)、 1.5倍 (455万 円)等) (係 数(倍 率)を (4)に 記入し てくだ さい。)																												
チ、特別 支援教育 の要する 児童等 の教育費 の必要に 応ずる保 険、又は 同基準額 に一定の 係数を掛 けたもの (例：課 税最低限 度額の 1.0倍、 1.5倍 等) (係 数および 割合を (5)に 記入し てくだ さい。)																												
ツ、市区 町村民税 (所得割 又は均等 割)課税 最低限度 額に一定 の係数を 掛けたもの (例：課 税最低限 度額の 1.0倍、 1.5倍 等) (係 数および 割合を (5)に 記入し てくだ さい。)																												
テ、離職 や病気等 の理由に よって家 計が急変 した者																												
ト、その他																												
59	59	53	54	50	51	50	54	30	27	46	48	33	31	39	32	23	16	7	0	6	7	40	0	7	2	59		
福島県	福島市	○														○	○					1				0		
福島県	会津若松市	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	○											0		
福島県	郡山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○			1				0		
福島県	いわき市																○					1				0		
福島県	白河市	○	○	○	○	○	○			○	○					○						1				0		
福島県	須賀川市	○	○	○	○	○	○			○	○						○			○		1		上記項目以外として、「その他」の項目があり、特別な理由で 子供を就学させるのが困難である場合に該当する。 (東日本大震災被災者、地震等災害被災者が該当している。)		0		
福島県	唐古方市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1				0		
福島県	相馬市	○	○	○	○	○	○			○	○								○			1			親権者以外の者から申請があった場合は個別に確認・検 討。	0		
福島県	二本松市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1				0		
福島県	田村市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1				0		
福島県	南相馬市	○	○	○	○	○	○			○	○					○						1				0		
福島県	伊達市															○			○	○		1		その他教育委員会が特に必要があると認める者		0		
福島県	本宮市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○		1				0		

3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							4. 就学援助率			
(1) 令和7年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																							(4) (1) でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	令和6年度	
ア、生活保 護法に基づ く保護の停 止または廃 止	イ、市区 町村民税 の非課税	ウ、市区 町村民税 の減免	エ、国民 健康保険 料の免除	オ、国民 健康保険 料の保険 料の減免 または徴 収の猶予	カ、児童 扶養手当 の支給	キ、保護 者の職業 安定所登 録労働者	ク、PTA 会費、学 校納付金 の減免が 行われて いる者	ケ、個人 の事業税 の減免	コ、固定 資産税の 減免	サ、学校 納付金の 納付状態 が悪い者、 昼食、被 服等が悪い 者または 学習用品 等に不自由 している 者等で 保護者の 生活状態 がきわめ て悪いと 認められ るもの	シ、経済 的な理由 による欠 席日数が多い者	ス、保護 者の職業 が不安定 で、生活 状態が悪いと認め られる者	セ、生活 福祉資金 による貸 付け	ソ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(生活 保護の基 準額が変 わると自動的に 算定される もの) (例：生活 保護の額 1.3倍、 1.5倍等) 係数(倍 率)を(4) に記入し てください。	タ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(生活 保護の基 準額が変 わると自動的に 算定される もの) (例：生活 保護の額 (394万 円)、1.5倍 (455万 円)等) 係数(倍 率)を(4) に記入し てください。	チ、特別 支援教育 就学奨励 費の必要 額に一定 の係数を 掛けたもの (係数(倍 率)を(4) に記入し てください。)	ツ、市区 町村民税 (所得割 又は均等 割)課税 の最低限 度に一定 の係数を 掛けたもの (例：課 税額の1.0倍、 1.5倍等) 係数(倍 率)を(5) に記入し てください。	テ、離職 や病気等 の理由によ って家族 が急変した者	ト、その他	係数(倍 率)	係数(倍 率)					
																			倍	倍						
59	59	53	54	50	51	50	54	30	27	46	48	33	31	39	32	23	16	7	0	6	7	40	0	7	2	59
福島県	桑折町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1				0
福島県	国見町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				○		1		世帯厚生貸付補助金による貸付		0
福島県	川俣町	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○						2				0
福島県	大玉村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											0
福島県	猪苗代市	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○												0
福島県	天栄村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○			1				0
福島県	下郷町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○											下郷町の要綱では、「教育長が特に認める者」として認定基準サ・シ・スがある。これは、認定基準ア～カ・ク・コ・セに当てはまらなかったものがサ・シ・スのいずれかに当てはまる場合、認定される。	0
福島県	楢枝町																		○					対象者がいない為。		0
福島県	只見町	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○				1				0
福島県	南会津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○				1				0
福島県	北塩原村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○						1				0
福島県	西会津町	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○		○			○			1				0
福島県	磐梯町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				1				0

3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							4. 就学援助率			
(1) 令和7年度当初における主要保護の認定基準 (該当するものを全てに○)																							(4) (1) でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	令和6年度	
ア、生活保 護法に基づ く保護の停 止または廃 止	イ、市区 町村民税 の非課税	ウ、市区 町村民税 の減免	エ、国民 年金保険 料の免除	オ、国民 健康保険 法の保険 料の減免 または徴 収の猶予	カ、児童 扶養手当 の支給	キ、保護 者の職業 安定所登 録労働者	ク、PTA 会費、学 校納付金 の減免が 行われて いる者	ケ、個人 の事業税 の減免	コ、固定 資産税の 減免	サ、学校 納付金の 納付状態 が悪い者、 昼食、被 服等が悪い 者または 学習用品 等に不自 由してい る者等で 保護者の 生活状態 がさわる ため悪い と認めら れるもの	シ、経済 的な理由 による欠 席日数が多い者	ス、保護 者の職業 が不安定 で、生活 状態が悪いと認め られる者	セ、生活 福祉資金 による貸 付け	ソ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(生 活保護の 基準額が 変動する もの) (例：生 活保護の 1.3倍、 1.5倍 等) (係 数を(4) に記入し てください。)	タ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(生 活保護の 基準額を 定めたも の) (例：生 活保護の 額(384 万円)、 1.5倍 (455万 円)等) (係 数を(4) に記入し てください。)	チ、特別 支援教育 費の必要 額測定に 用いる保 護基準額、 又は同基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(係 数を(4) に記入し てください。)	ツ、市区 町村民税 (所得割 又は均等 割)課税 最低限度 額に一定 の係数を 掛けたも の(例：課 税最低限 度額の 1.0倍、 1.5倍 等) (係 数および 倍率(5) に記入し てください。)	テ、離職 や病気等 の理由に よって家 計が急変 した者	ト、その他	係数(倍 率)	係数(倍 率)					
																				倍	倍					
59	59	53	54	50	51	50	54	30	27	46	48	33	31	39	32	23	16	7	0	6	7	40	0	7	2	59
福島県	猪苗代町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											0
福島県	会津坂下町	○	○	○	○	○	○				○															0
福島県	湯川村	○	○	○	○	○	○										○					1				0
福島県	柳津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○						1				0
福島県	三島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1				0
福島県	金山町	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○													0
福島県	昭和村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											0
福島県	会津美里町	○	○	○	○	○	○				○	○		○	○		○					1				0
福島県	西郷村	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○					1				0
福島県	泉崎村	○	○	○	○		○			○	○			○		○						1				0
福島県	中島村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○											0
福島県	矢吹町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○	○			○	○		1		教育委員会が援助費の支給が特に必要と認める者		0
福島県	棚倉町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○						2				0

3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							4. 就学援助率				
(1) 令和7年度当初における主要保護の認定基準 (該当するものを全てに○)																							(2) (1)で ソ、タ又は チに○をし た場合、生 活保護基準 額等に掛け る係数(倍 率)	(3) (1)でツ に○をした 場合、市区 町村民税課 税最低限度 額に掛ける 係数(倍 率)	(4) (1) でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	令和6年度
ア、生活保 護法に基づ く保護の停 止または廃 止	イ、市区 町村民税 の非課税	ウ、市区 町村民税 の減免	エ、国民 年金保険 料の免除	オ、国民 健康保険 法の保険 料の減免 または徴 収の猶予	カ、児童 扶養手当 の支給	キ、保護 者の職業 安定所登 録労働者	ク、PTA 会費、学 校納付金 の減免が 行われて いる者	ケ、個人 の事業税 の減免	コ、固定 資産税の 減免	サ、学校 納付金の 納付状態 の悪い者 、昼食、 被服等 が悪い者 または 学習用品 等に不自 由してい る者等で 保護者の 生活状態 がさわか いとい 認められ るもの	シ、経済 的な理由 による欠 席日数が 多い者	ス、保護 者の職業 が不安定 で、生活 状態が悪 いと認め られる者	セ、生活 福祉資金 による貸 付け	ソ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(生 活保護の 基準額が 変わると 自動的に 変化する もの) (例：生 活保護の 1.3倍、 1.5倍 等)係 数(倍 率)を (4)に 記入し てくだ さい。)	タ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(生 活保護の 基準額を 定めてい るもの) (例：生 活保護の 1.3倍の 額(384 万円)、 1.5倍 (455万 円)等) 係数(倍 率)を (4)に 記入し てくだ さい。)	チ、特別 支援教育 就学奨励 費の必要 額に一定 の係数を 掛けたも の(係数 (倍率)を (4)に記 入してく ださい。)	ツ、市区 町村民税 (所得割 又は均等 割)課税 最低限度 額に一定 の係数を 掛けたも の(例：課 税最低限 度額の 1.0倍、 1.5倍 等)係 数および 目安額を (5)に記 入してく ださい。)	テ、離職 や病気等 の理由に よって家 計が急変 した者	ト、その他	係数(倍 率)	係数(倍 率)						
																			倍	倍							
59	59	53	54	50	51	50	54	30	27	46	48	33	31	39	32	23	16	7	0	6	7	40	0	7	2	59	
福島県	矢祭町		○				○																			0	
福島県	塙町	○	○	○	○	○	○			○							○					1				0	
福島県	鮫川村	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○											0	
福島県	石川町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○					1				0	
福島県	玉川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	1	教育長が特に必要と認めた者				0	
福島県	平田村	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○					○							0	
福島県	浅川町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○												0	
福島県	古殿町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○					1					0	
福島県	三春町	○	○		○		○					○	○	○				○			1					0	
福島県	小野町	○	○	○	○	○	○			○	○			○												0	
福島県	広野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1					0	
福島県	楢葉町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○				1					0	
福島県	富岡町																○				1					0	

[illegible]

[illegible]

[illegible]

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
59	59	1
福島県	福島市	
福島県	会津若松市	
福島県	郡山市	
福島県	いわき市	
福島県	白河市	
福島県	須賀川市	
福島県	喜多川市	
福島県	相馬市	
福島県	二本松市	
福島県	田村市	
福島県	南相馬市	
福島県	伊達市	
福島県	本宮市	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
59	59	1
福島県	桑折町	
福島県	国見町	
福島県	川俣町	
福島県	大玉村	
福島県	新妻町	
福島県	天栄村	
福島県	下郷町	
福島県	楢枝町	
福島県	只見町	
福島県	南会津町	
福島県	北塩原村	
福島県	西会津町	
福島県	磐梯町	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
59	59	1
福島県	猪苗代町	
福島県	会津坂下町	
福島県	湯川村	
福島県	柳津町	
福島県	三島町	
福島県	金山町	
福島県	昭和村	
福島県	会津美里町	
福島県	西郷村	
福島県	泉崎村	
福島県	中島村	
福島県	矢吹町	
福島県	檀倉町	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
59	59	1
福島県	矢祭町	
福島県	塙町	
福島県	蛟川村	
福島県	石川町	
福島県	玉川村	
福島県	平田村	
福島県	浅川町	
福島県	古殿町	
福島県	三春町	
福島県	小野町	
福島県	広野町	
福島県	桧築町	
福島県	富岡町	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
59	59	1
福島県	川内村	
福島県	大熊町	
福島県	双葉町	
福島県	浪江町	
福島県	葛尾村	
福島県	新地町	
福島県	飯館村	